

---

---

**監査委員公表**

---

---

那 監 公 表 第 6 号

平成 31 年 3 月 15 日

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について (公表)

みだしのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により平成 29 年度、平成 28 年度及び平成 27 年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、別添のとおり通知があるので、公表します。



那 企 企 第 223 号  
平 成 31 年 2 月 8 日

那 覇 市 監 査 委 員

久 場 健 護 様  
宮 里 善 博 様  
宮 城 哲 様  
古 堅 茂 治 様

那 覇 市 長 城 間 幹 子



那 覇 市 教 育 委 員 会 教 育 長 田 端 一 正



包 括 外 部 監 査 の 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置 に つ い て ( 通 知 )

みだしのことについて、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により平成 29 年度及び平成 28 年度、平成 27 年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況を通知します。

## 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成29年度テーマ】

市税の事務の執行について

合計 (件数)		措置状況		
指摘の件数	60	改善の必要性	処理区分	件数
6		要	処理済み	6
			取組中(A)	0
			未措置	0
		不要	—	0
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
54		要	整理済み	48
	取組中(A)		6	
	未措置		0	
	不要	—	0	

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

### 平成29年度包括外部監査に対する改善措置票

<改善措置の記載について>

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「ー」が記載されます。
- (4) 「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出てから記載されます。
- (5) 「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合は「整理済み」と記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「ー」が記載されます。また、改善すべきとされていたものの、取組結果が対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

### 【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの

第1号様式(第3条関係)

#### 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
3	納税課	13 18	指摘事項	○納税費の集計について(総論(2)) 第2章2. 市税決算額等の推移に記載したとおり、那覇市では徴税費に還付金を含めて推移表を作成していた。この点に関し、総務省が自治体向けに毎年実施している「市町村税課税状況等の調査」の記載要領では、徴税費の範囲(徴収に要した経費(還付金、還付加算金を除く)と規定されている。 同記載要領は必ずしも拘束力はないものの、他の中核市も同要領に準拠して作成していると考えられ、比較可能な観点からも同じ基準でデータを作成・公表すべきである。	要	—	—	平成30年度集計の作成から、例年使用している手順書を見直し、同記載要領の基準でデータを作成いたしました。	処理済み
14	市民税課	14 30	指摘事項	○市用の発送・受付手続について 19,000件、期限後申告約5,500件、郵送による回収分約2,900件を差し引いた約12,000件が未申告となっている。 未申告者に対して何ら手続を実施していない。課税の公平性の観点から再送、訪問、電話督促、所得調査等何らかの手続きを実施すべきである。	要	—	—	ID12に記載したように九州中核市等へ処理方法の調査を行い、発送条件の見直しを行いました。発送条件の見直しを行うことで本来であれば発送不要の対象者への送付が減るため未申告対象の数は減少すると考えております。 また、ID12の条件を除いた市民税発送対象の内、扶養にも取られておらず、所得情報がないも無い対象(今年度は1440人)については7月、郵便文書を送付しております。	処理済み
17	市民税課	14 32 33	指摘事項	○減免申請手続 減免は、特別の事情によって減免を必要とする者に限って一部又は全部を徴収しない処分であるため、把握力調査は重要な手続である。 本年度の合計所得見込額を算出する際の計算式は以下のとおりである。 本年度の合計所得見込額＝給与所得(給与収入から給与所得控除を控除)＋預貯金 28年度減免申請書類をもとに、把握力調査が適切に行われているかを再計算した結果、以下の間違点が発見された。 給与収入＋預貯金の合計額を給与収入とみなして合計額に係る給与所得控除を差し引いて見込額を算出しているケースが多数発見され、あるべき合計所得見込額が過少計算されていた。 計所得見込額が過少計算されたものは、結果的に減免結果に影響ないものが大半であったが、減免されていた以下の申請者については、市民税の徴収額が低下していた。 把握力調査は、正確に実施すべきである	要	—	—	指摘いただいた「給与収入＋預貯金の合計額を給与収入とみなして合計額に係る給与所得控除を差し引いて見込額を算出している」点等、把握力調査については、個人住民税担当職員に対して8月中旬に研修を行い、共有化(算出方法等の統一及び周知)を図りました。今後、正確な実施に努めていきます。	処理済み

(平成29年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
41	資産課課	15 89	指摘事項	○減免申請書の検査 市航条例133条第2項によると、「減免を受けようとする者は、…減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し…」と定められている。減免申請書に添付すべき書類は、減免申請の都度提出を求められた書類であるが、那覇市では申請年度のみの提出を求めている。減免の要件を満たすかどうかを確認する書類であり、申告の都度提出を求めるべきである。	要	—	—	平成30年4月申告期限の対象者から、減免申請書に減免事由を証明する書類の添付が必須であることを周知し、要件を満たすことを確認したうえで減免決定していただきます。	処理済み
52	納税課	16 130 135	指摘事項	○反社会的勢力への対応について 債務者が反社会的勢力である場合、ハンコンの債務者情報のトップ画面上に特記事項としてその旨が記載されることになっているところ。実際には、引き継いだ職員が、引き継ぎ時点で債務者が反社会的勢力であることを認識しておらず、認識するまでにしばしば期間を要したケースがあった。ハンコンの画面上の記載だけでなく、前任者から口頭による申し伝えを行ってほしい。 債務者が反社会的勢力である場合の対応(特に、担当者が交替する場合は引き継ぎ)が不十分な事例があり、今一度、反社会的勢力への対応を周知徹底すべきである。	要	—	—	G長会議にて、今後発生した場合は、ハンコンのトップ画面で一見できる場所に記載することを徹底するよう周知し、各職員へは、G長から指導を行いました。	処理済み
53	納税課	16 130 131 134	指摘事項	○消滅時効及び不納欠損処分について 地方自治体による地方税の徴収権の消滅時効期間は、原則として5年である。 納税課の説明によれば、那覇市においては、近年、時効消滅している債権は0件であるとのことであった。 しかしながら、それは、(執行停止を経ずに)みすみ債権の時効期間(5年間)を経過してしまったために不納欠損処分に至ったケースが0件という意味のことである。一方で、執行停止処分をした後に不納欠損処分に至っている債権は多数存在するのであるから(前記のとおり、滞納処分は執行停止が3年間継続したときも、不納欠損処分がなされる。)、時効完成債権が0件であることが、必ずしも直ちに債権管理が適正になされていることを意味するものではない。 そうであるところ、那覇市においては、滞納処分の執行停止をした債権者について、不納欠損処分とする客観的基準(規程)が存在せず、個々の職員の判断に委ねられていることであった。しかし、これでは、個々の職員の主観や場当たり的判断により、債権管理の態様が左右され得ることとなり、滞納整理事務の公平性が担保されているとはいえない。 執行停止をした債権者について、不納欠損処分とする客観的基準(規程)を作成し、取扱いの公平性を担保すべきである。	要	—	—	滞納課滞納処分の執行停止基準に不納欠損処分に関する項目を追加しました。	処理済み

【意見の部】※意見・・・監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

第1号様式(第3条関係) (平成29年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
1	市民税課 資産税課 納税課	13 17	意見	<p>○安定的な税収確保【総論(1)】 普通会計に占める市税収入割合は、中核市全体では39%前後で推移しているのに対し、那覇市は32%前後となっており、市税収入割合が低い。那覇市と同規模の中核市との比較では、いずれの中核市も30%前後で、年々収入割合が低下している点で共通している。</p> <p>これは、主に歳入全体に占める国庫支出金及び都道府県支出金の割合が大きいため、全中核市平均と比べ徴収していないことにより、全中核市平均と比べると市税収入割合に開きが生じている。国庫支出金及び都道府県支出金の割合が大きい理由として、他の中核市と比較し生活保護費負担金の割合が大きいため、伊補振興特別措置法による高率補助の適用が影響と考えられる。</p> <p>財政健全化のため、自主財源である市税について、引き続き安定的な歳入確保に努めたい。</p>	要	—	—	<p>課税課においては、課税客体の把握に努め、税収の確保に努めてまいります。</p> <p>徴収担当課においては、既に徴収率が高い状態となっており、今後、飛躍的な向上は難しい状況ではありますが、徴収の基本計画となる「滞納整理基本方針・滞納整理執行計画」を年次計画に見直し、高い収納率の維持・向上を図り、安定的な歳入確保に努めてまいります。</p>	整理済み
2	企画調整課	13 18	意見	<p>○安定的な税収確保【総論(1)】 東京都と大阪府では宿泊税が導入されている。宿泊税とは自治体内のホテル・旅館の宿泊者に課税される法定目的外税で、自治体の条例で定めることができる。税収は観光の振興を図る施策に要する費用に充てられる。京都市においても、平成30年10月1日から宿泊税条例が施行されることになった。</p> <p>宿泊税は新たな財源確保の手法であり、観光都市である那覇市においても導入の是非を検討したい。</p>	要	—	—	<p>現在、沖縄県が観光税導入を再検討しており、宿泊税が有力と見られています。二重課税とならないよう県の機軸を考慮すると、市独自の導入は困難となります。宿泊税については、県の動きを注視しながら、市の意向も反映されるよう県へ働きかけていきます。</p>	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成29年度)

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
4	人事課 企画調整課 市民税課 資産税課 納税課課	13 18 19	意見	○職務部門の人員配置について(総論(3)) 那覇市では採用から8年未満の若手職員は幅広い多くの業務が経験できるよう同一課での在職年数を原則3年で配置換えする方針を採用している。そのため、職務部門のいずれの課でも平均年数が3年以下となっている。なお、他の中核市の平均在職年数は、第2章「3. 那覇市の職務機構体制」に記載のとおり、4.0年～6.2年となっており、那覇市の2.7年に比べ、経験年数が長い。職務部門は法律や職務に関する専門知識が必要であるうえ、毎年や職務改正に対応しなからる業務作業となることから、実務担当者の育成に一定期間が必要である。このような特殊性に鑑み、人事ローテーションの見直しを検討されたい。 また、第2章「2. 市税決算額等の推移」に記載したとおり、徴税費に含まれる「人件費」は他の自治体より多額となっている。これは、徴税職員数が多いためである。 職員数を多く配置している理由として、納税課担当者は、「収納率を向上させるための組織改正及び業務改善等の結果によるものが大きい」と認識しているようである。 しかし、那覇市の人事ローテーション方針により経験年数が短い税務職員で対応しなければならぬため、多人数となっていることも要因と考えられる。上記意見と合わせ、職務部門への適正配置(経験年数の長い職員で事務処理する体制)を検討されたい。	要	改善計画又は改善が不要な理由	—	(人事課) 那覇市では、全部署を対象に、原則4年で人事ローテーションを行っている。若手職員をバランスよく配置し、みなが適切な人事異動・アップグレードを実施することで、業務の円滑な実施と、業務経験・問題対応能力の継承を図っております。 指摘の徴税費に含まれる「人件費」が他自治体より多額の原因としては、職員の数が考えられますが、これは、他県と比較して県民所得が低いこと、離島県の玄関である那覇市は人の流動が激しく、人口以上の業務があることから、相当数の職員を必要としております。 このような本市の特殊性があるものの、今後とも収納率向上のため、組織改正及び業務改善等により、適切な人件費率に切り組んでまいります。	整理済み
5	市民税課 資産税課 納税課課	18	意見	○職務部門の人員配置について(総論(3)) 職員のスキルアップのため勉強会や外部研修など専門性を高める施策も積極的に実施されたい。	要	改善計画又は改善が不要な理由	—	(企画調整課) 平成31年度組織機構改正及び定員再配置計画において、職務事務に精通した経験年数の長い職員を配置できるように専門職(専門主査、専門主幹)の定員数を増員しました。  (職務担当部署) 職務担当部署における経験年数が長い職員(専門主査・専門主幹)を配置できるように、人事部門及び企画部門と調整してまいります。	整理済み
6	市民税課 資産税課 納税課課	13 19	意見	○事務の進捗管理について(総論(4)) 事務の進捗管理の方法は、部署又は担当者ではばらつきがあり進捗状況を一望できる資料等が整理されていないものが散見された。 事務には期限や優先順位があり、進捗状況を管理できるような体制を整備されたい。	要	改善計画又は改善が不要な理由	—	毎年、課内研修及び内部研修を実施している他、県外の研修(中町アカデミー、NOMA)も引き続き行い、職員のスキルアップ向上に努めます。 特に納税課では、徴収に関する職員研修の充実・強化を図るため、組織目標として、12種類以上の研修を確保できるように、目標を掲げております。 また、各課が計画している研修についても今後も継続していきます。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成29年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
7	市民税課 資産税課	13 19	意見	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>○課税情報の正確性確保について【総論(5)】 税額等の確定の方式については、申告納税制度と賦課課税制度があることには記載したとおりであるが、いずれの方式であっても正しい課税情報がなければ、課税額は正確に算定されない。また、課税情報が正しくても賦課決定の際の税額算出方法に誤りがあれば誤った課税額を賦課することになってしまう。</p> <p>個別税目の検証過程において、入手した情報の正確性の検証が十分実施されていないケースが散見された。また、減免申請手続において税額計算誤りが確認された。</p> <p>正確な課税情報の入手・検証及び適正な税額計算に努められたい。</p>	要	—	—	(市民税課) 適正課税に向けては、各種研修会を実施し、職員スキルアップを図っていきます。	整理済み
8	市民税課 資産税課	13 20	意見	<p>○未申告者の捕捉について【総論(6)】 課税の公平性確保や安定した税収確保の観点から、未申告者を捕捉する事は重要である。そのためにはあらゆる情報を駆使し未申告者を発掘し、納税義務のある者を網羅的に把握する必要がある。また、納税義務があるにもかかわらず申告・納税していない者に対して適切に措置を講じる必要がある。</p> <p>個別税目の検証過程において、未申告者の捕捉が十分実施されていないケースや未申告者に対する措置が不十分であったケースが散見された。</p> <p>未申告者の捕捉・納税指導等に努められたい。</p>	要	—	—	(市民税課) ID12、ID21欄に記載したとおり取り組んでいく等、今後引き続き未申告者の捕捉に努めていきます。	整理済み
9	市民税課	13 29	意見	<p>○給報の発送・受付事務について 平成28年12月に給報総括表を発送した際の抽出色件は、以下のとおりである。</p> <p>① 今年度に特別徴収の実績がある事業所(15,313件) ② 給報総括表の提出があった事業所(16,541件) ③ 上記①②のい、すれかに該当する事業所(17,645件) ④ eLTAXで提出した事業所(2,884件) ⑤ 昨年度送付したが、調査及び提出未済の事業所(1,754件) ⑥ 総括表発送不要と連絡のあった事業所(77件) 発送件数は、③-④-⑤-⑥=12,930件であった。</p> <p>そのうち、85件が返戻され、事業所への電話問い合わせ、インターネットで住所検索し50件は再送した。残り13件は連絡先不明等で処理不能となっていた。また、最終的に提出がない者(1,566件)があったが、提出を促すための手続等は実施していない。給報の提出がないと、所管情報が捕捉できず、適正な課税が行えなくなるため、未提出者に対して提出を促すような措置を講じられたい。</p>	要	—	—	給与支払報告書の未提出事業所については、「源泉徴収票を添付して市民税申告を提出した対象者」や「国税庁から提供される所管税の源泉徴収義務者データを基に補足し、文書等により提出を促し適正な課税を行います。今年度総括表については、今年度提出した給与支払報告書の退職分のみなど、次年度は提出対象者が無いと思われるような事業所を発送対象から除くなどの変更も検討しつつ、それでもなお未提出の事業所については上記と同様に提出を促してまいります。また、H30年12月に発送したH31年度分の総括表は上記の1所管税の源泉徴収義務者データを基に給与支払報告書を提出したことのない、事業所(約500件)を発送対象に加えております。	整理済み



(平成29年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
10	市民税課	14 29	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>○給報の発送・受付事務について ①昨年度送付したが、調定及び提出済でない事業所について、向手続をしない。今後とも発送漏れとなるため、調査のうえ適切に対応されたい。</p>	要	—	—	<p>実施内容及び実施内容</p> <p>未申告者の捕捉について、税務署からの資料提供の有効活用や申告送付条件の見直しのため、平成30年10月には、九州中核市等へ処理方法の調査を行いました。その結果をふまえて、ID9欄に記載したとおり行なっております。</p>	整理済み
11	市民税課	14 29	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>○給報の発送・受付事務について 過去から提出のない事業所を捕捉するための資料は毎年9月頃税務署から資料を入手しているものの活用はしていない。事業所を捕捉することは課税の網羅性確保の重要な手続であり、入手資料を有効活用されたい。</p>	要	—	—	<p>実施内容及び実施内容</p> <p>平成29年度より、国税庁が保有する源泉徴収義務者情報がある市町村へ、地方税ポータルシステムを介して、CSVファイルにて提供されております。当該データを基に給与支給料の有効活用に向けては、更なる課税対象者の把握に努めてまいります。</p>	整理済み
12	市民税課	14 30	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>○市甲の発送・受付事務について 平成28年分の市甲を発送した際の抽出条件は、以下のとおりである。 ① 29年1月1日現在住民登録のある者(約324千人) ② 未成年者(約68千人) ③ 65歳以上で前年度総所得ゼロの者(約31千人) ④ 前年度給与所得のみ、年金所得のみ、税申提出者(約133千人) ⑤ 前年度扶養者(約24千人) ⑥ 前年度市甲申告者で税額ゼロ(約13千人) ⑦ 国保国連で発送(約22千人) ⑧ 税務署から税申発送者(約15千人) ⑨ その他(前年度課税履歴ない者ほか) を加盟して市甲の対象者を抽出している。住民①から⑨の条件を加盟して市甲の対象者を抽出している。この抽出方法で市甲を提出すべき人が網羅されていないか確認が残る。赤字で税申の申告義務のない個人事業主、税務署や市に開業届(及び税申)を提出せずに事業を営んでいる個人事業主、事業所が給報を提出しない給与所得者などが対象となるはずである。他の自治体の方法なども参考に今年度抽出方法の妥当性・網羅性を検証されたい。</p>	要	—	—	<p>実施内容及び実施内容</p> <p>未申告者の捕捉について、平成30年10月に、九州中核市等へ処理方法の調査を行いました。全国の他の中核市が結果(発送件数)と比較すると、那覇市の発送件数が11.4%(発送件数/人口)とかなり多くの対象者に送付していることがわかりました。しかし、発送条件では左記①以外に他市と大きな差異がないため、左記①について再度検討を行い、その結果、市民税では発送対象外としたが、国保課からの追加で再度発送対象となっている方が多くいることがわかりました。そのため、今年度から国保課の発送条件の見直しを促し、発送対象を選定することとしました。また、市甲を提出すべき人が網羅されるためには給報を提出すべきであるが提出していない事業所を把握し、給与所傳書の給報提出を促す必要があることから、ID9欄に記載したとおり取り組んでいくとともに、次年度から左記①を除いた市民税発送対象の内、扶養にも取られておらず、所得情報がない無収入対象については7月以降に申告の勧奨文書を送付する予定です。</p>	整理済み
13	市民税課	14 30	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>○市甲の発送・受付事務について ①前年度市甲申告者で税額ゼロの者や②のうち前年度課税履歴がない者などについてはその後の所得情報を補足していない。そのため新たに税申や給報の提出がない限りの課税対象者から外れる可能性が高い。課税対象者の把握は定期的に見直されたい。</p>	要	—	—	<p>実施内容及び実施内容</p> <p>個人事業主以外には基本的に事業所が給与支払報告書を提出することになっているため、給与支払報告書の提出漏れや提出していない事業所の抽出等を行うことで、対象者の捕捉を進めてまいります。また、税務署からの源泉徴収義務者情報等の資料の有効活用を図ることで、更なる課税対象者の把握に努めてまいります。今年度はID9に記載したように税務署からの情報を活用を行いました。また、次年度は市民税申告送付対象者のうち未申告者について勧奨文書を送付予定です。</p>	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成29年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
15	市民税課	14 30	意見	○市申の発送、受付事務について 市民税課で別途集計した未申告者の推計は43,000人となっている。27年度の国勢調査における那覇市の15歳以上の労働力状態において、労働力状態が「不詳」とされた人数が40,286人であり、概ね未申告者数に近似している。また、未申告者推計人数から上記12,000人を差し引いた31,000人については何れも手続していない。これは那覇市に住民登録している人数(約2万人)の約10%にあたり、課税の公平性、歳入増加の観点から所傳情報を捕捉し、申告を促すなど向次の対策を講じられたい。	要	—	—	今年度20歳以上の未申告者の総数は29,534人であり、そのうち被扶養者となっている人数は2,177人、他市町村で課税となっている対象が2,68人となっており、実際なんらかの手続きを指定無い対象は27,089人となっており、このうち60歳以上が5,692人おり、20歳から59歳の内では未申告者は21,397人となっています。この21,397人についてはなんらかの申告を行う必要があると考えられますが、全ての対象について所得確認を行うことは困難であると考えます。 そのため、ID9-ID14記載のように、未申告となっている対象を捕捉し事業所や本人への申告を促す対策を行っていきます。	整理済み
16	市民税課	14 31	意見	○特別徴収税額決定通知書関係 従業員の個人住民税の特別徴収義務者に送付される特別徴収税額通知書には従業員のマイナンバーを記載することとされている(地方税法施行規則施行規則第8号)。マイナンバー法を適用し、地方税法に合わせた記載が修正されたため、各自治体もこの通知書にマイナンバーを記載することで送付による情報漏洩につながることを、通知書を管理する企業側の事務負担が重なることから、経済界や自治体からは不記載とする要望があがっていた。 これを受け、平成29年12月26日(付)で地方税法施行規則が改正され(平成30年1月1日施行)、平成30年度から通知書へのマイナンバーの記載が不要になった。 今後、通知書からの情報漏洩リスクはなくなりましたが、マイナンバーは引き続き利用する場面は残るため、マイナンバーの管理には十分留意されたい。	要	—	—	マイナンバーの管理については、極力 国税連携システム等にて電子上でやり取りを行うこと、紙媒体にて保存管理を行うものについても情報漏洩が無いように管理を行っているので引き続き取り組んでいきます。	整理済み
18	市民税課	14 43 44	意見	○均等割額の「適正な課税」を図る手続きについて 法人市民税の均等割額は、市内の従業員数(年齢)の人数が、50人以下と50人超とでは、税率(年額)が大きく異なる。 従業員数のカウント方法を記載したリーフレットを申告書と一緒に送付するなどの周知活動を検討されたい。また従業員数50人前後の法人人について可能な限り従業員数の確認作業を実施されたい。	要	—	—	HPについては、さらにわかりやすい環境を整えるとともに、毎月同封しているリーフレットの記載内容の再直し、印刷等を年内に行い、年度内には発送できるようにします。 また、申告審査の際には、給与支払報告人数等とを照合する等、可能な限りの確認作業を行っていきます。	整理済み
19	市民税課	14 44	意見	○均等割額の「適正な課税」を図る手続きについて 納税者である法人の経営者、経理担当者は、「適正な課税」の前提である「適正な会計」を踏まえた「適正な税務申告」を行うことが求められる。しかし、当該事例のように、顧問税理士に税務申告書の作成代行を依頼していることも多く、日本税理士会連合会が発行しているパンフレット「税理士は中小企業支援の主役です」において、「法人税申告の税理士側と割合について87.7%であると公表している。このような状況を踏まえると、「適正な課税」の更なる徹底のためには、当市の担当部署の日々の業務において把握した不備事項などについて、税理士に対して適切な対応を求めるために、沖縄税理士会から税理士への周知協力を得ることを検討されたい。	要	—	—	現在、書類の不備や記入誤り等があった場合には、直接、事業所あるいは関与税理士に連絡をして説明等を行っています。 そのような状況は、件数的にもあまり多くはなく、重大な誤り等も見受けられないため、現状のとおり随時対応することとします。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成29年度)

ID	所管部署	掲載 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理 区分
20	市民税課	14 44 47	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>○業種別経営状況を把握するための法人税割額 の分析 業種別、業種別など様々な切り口で課税台帳を 分析することで、那覇市に所在する事業所の事業 種目別の法人税割額の状態を大局的に把握する ことができる。</p> <p>「那覇市観光基本計画」については、観光課の管 轄であるが、それ以外にも税収を財源とした各部局 において、那覇市の市民や法人に必要な補助金 や助成金の対象先、金額の規模などを決定するに あたって、上記のような業種別、業種別の税収に関 する情報について関連部署に適時提供するなど 有効活用されたい。</p>	要	—	—	<p>法人の税情報については、地方税法第22条の守秘義務 により開示できない情報となっていることから、本市の 助成金や補助金の担当部署から、補助金・助成金効果 検証目的のための照会や、まちづくり計画のための照会 に際しては、法人が特定されないよう、調査書を個別で はみく送付等で行っています。上で必要とされる税情報の提供 今後、市政を運営する上で必要とされる税情報の提供 依頼等があれば、これまでどおり、守秘義務及び法人の プライバシー保護に配慮しつつ可能な範囲で情報提供 してまいります。</p>	整理済み
21	市民税課	14 47	<p>○申告・納付漏れを防ぐための新しい取組みに ついて</p> <p>当市は厳しい財政状況であるため、人員確保、人 材育成に十分な財源等をかけられない状況である が、その中でも未申告法人を把握するために、管 轄部署との連携による税務調査や、管轄税務署 が作成した直轄事務所経由で「紙媒体」で入手す る「課税標準額等の通知」と、当市の課税台帳につ いて担当者が目視による照会作業を実施すること で「適正な課税」となるように取組んでいる。</p> <p>上記の手続き以外に未申告法人を把握する方法 としては、大型ショッピングセンター開業後の各店 舗への問い合わせ、新規開業した事業所のウェブ サイト閲覧などによる情報収集などが限られ た人員の中ではあるものの、現在の業務に支障が ない範囲で、上記取組みを補充する形で可能な 限り対応されたい。</p>	要	—	—	<p>今年度は、登録のある未申告法人については、5月以 降毎月「未申告法人への申告勧奨通知」を送付していま す。その後、その効果を検証し、とりまとめます。</p>	整理済み
22	市民税課	14 48 49	<p>○申告・納付漏れを防ぐための新しい取組みに ついて</p> <p>市民税課における業務を対応する職員数と平均 経験年数は、以下のとおりであり、システムを利 用しているとはいえ、依然として手作業による業務 が多量にあり、また、他の業務に比べ高度な知識を 必要とする業務業務を対応する必要があるが、平 均経験年数が2年に満たない状況である。</p> <p>また、人口減少時代に突入していく今後の状況を 踏まえてのことであると見られるが、財務省は企業 による法人税と消費税の申告について「国税電子 申告・納付システム(e-Tax)」の利用を義務化する 方向で検討している。それだけでなく、取務者が まとめた「地方税とコスト削減に向けた基本計画」 によれば、「地方税とコスト削減に向けた基本計画」 において、主な連携は以下のとおりである。</p> <p>1. 電子的提出の一元化など 2. 国と地方の情報 連携等 なお、スケジュールでは、平成31年度実施に向 けて「国が電子納付システムの導入や電子申請・ 電子申告等電子納付の一元化が図られ、 e-TAXの利便性が向上することによって、税シ ステムの改修や関係部署との事務調整等、検証、改 善に向けた準備作業が必要となつており、 また、限られた人員のなか、IT知識・経験のある 職員を配置するなど円滑な実施に向けた対応を検 討されたい。</p>	要	—	—	<p>近年における複雑化する税制改正への対応をはじめ、 電子化の推進等に向けて、今後ますます職員力(スキル) が求められます。 今年度の組織体制に向けて、組織体制の強化のため 関係部署と調整し、F31年度から職員1人増及び専門主 幹を配置することとなりました。</p>	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成29年度)

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
23	資産税課	14 67	意見	<p>○航空写真による現況調査の方法について 固定資産の現況の変化があった場合に、そのこと を確認する程度の調査を行うことが地方税法の要 請であると考えられる。 市は、10年ですべて(全筆)を調査する方針であ る。しかし、評価総筆数92,405筆に対し、人的制約 などにより平成28年度の調査済み筆数は680筆に とどまる。 そこで、現状、航空写真による現況調査方法を活 用している。調査方法は以下のとおりである。 ・パソコンの画面上に前回撮影時及び今回撮影時 の航空写真を並べて比較する。 ・家屋の新増築及び滅失、地目異動の有無を確 認し、航空写真の地番に位置する固定資産につい て、基幹システムを参照することにより、家屋の新 増築処理や滅失処理の漏れ、地目異動の有無を 確認する。 上記の作業については、固定資産評価システム による自動照合機能の活用が考えられる。 現在使用している固定資産評価システムは当該 機能をオプションで装備可能である。しかし、コスト の観点から装備しておらず、現況調査は全て担当 者の目視によって行われている。那覇市全域の広 範囲にわたる写真の比較や、基幹システムとの 照合作業を自視により実施する現状の方法は、シ ステムによる自動照合に比べ、見落としの可能性が 高くなると考えられる。後述する②航空写真による 現況調査の進捗管理方法についてと併せた状況 では、課内の網羅性に疑義が生じ、全筆調査に代 替し、かつ法の要請に充てる調査としては改善の 余地があると言わざるを得ない。 航空写真による現況調査の方法として、固定資産 評価システムに最低でもマッピング機能を導入する ことを検討されたい。</p>	要	—	—	<p>H33評価替えに向けて路線価付託委託業務の事業者 が決定しており、事業者から家屋の自動異動判別機能 (マッピング機能)の提案がありました。家屋の自動異動 判別とは二時期の航空写真を利用し、家屋の異動を検 出する機能となっています。H31/Hに航空写真を撮影し、 H30/Hの航空写真と比較し、異動分を抽出することに なっており、H31/H5頃取果納品予定です。 今回の業務委託は3年間であり、成果も3年分となりま す。成果については家屋異動処理に有効に利用できる かどうか検証し、H33以降も継続してこの機能を利用する か検討していきます。</p>	整理済み
24	資産税課	14 68	意見	<p>○航空写真による現況調査の進捗管理方法につ いて 航空写真による現況調査は、家屋C担当者が目 視で滅失確認後、上席者が口頭(リモ)による滅失 処理を指示し、滅失家屋交付簿で管理している。 しかし、航空写真による現況調査の進捗状況を客 観的に管理できていない。そのため、見落としの可 能性もともとあり、現況調査が那覇市全域を網羅的 に実施されているか担保されているとは言えない。 航空写真による現況調査の自動化が実現するま では、調査区域を設けて、調査担当者及び上席者 の進捗状況を一覧でできるよう管理されたい。</p>	要	—	—	<p>H30年度より調査区域を設定し調査が終わった区域は 出力(印刷)した図面において管理しています。また、縦義 のある家屋等については、地区担当が現地調査をし適 切な処理(滅失等)を行っています。</p>	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成29年度)

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
25	資産税課	14 68	意見	○過年度の課税漏れ案件の取り扱ひについて 家屋Gは、法務局からの登記簿通知書や現地調査で見つけた過年度の課税漏れ家屋について、週基、調査及び評価を実施し、地方税法第18条に基づき最長5年の遡及課税を行っている。 しかし、過年度の課税漏れ家屋の管理簿がなく、遡及課税事務の進捗状況が確認できなかった。市は、人的制約がある中で費用対効果の観点から、現年度における新築・新増築物件の調査及び評価を優先させるを得ない状況にあり、この状況は理解できる。一方で、課税の公平性を図るため、徴収権の時効消滅を回避し迅速かつ網羅的な遡及課税を行うには、その進捗状況を管理し、適切に引き継ぎ、金額的重要性の高い課税漏れ案件について優先的に対応するなど効果的に事務を行う必要がある。 過年度の課税漏れ案件情報を適切に管理し、引き継ぐ方法を検討されたい。 なお、平成29年度から過年度の課税漏れ案件情報の整備に着手している。	要	—	—	過年度の課税漏れ調査書を作成し、進捗状況を把握できるようにしています。案件情報を共有し、適切に管理することにより、優先的に対応する効果が表れています。	整理済み
26	資産税課	14 68 69	意見	○各種事務手続の進捗管理方法については、債却資産Gの課税調査状況など担当者ごとにExcelで詳細に管理されているものもある一方で、他のGで、かなり簡素に管理しているものや、申請書綴り(基幹システム)に状況登録することも事務によらずに差がある。それぞれの進捗状況がバラバラに管理され、課税対象である固定資産及び納税義務者が現在どのような事務手続(登録内容変更、現地・実地調査、減免、非課税など)の対象となっており、その進捗がどうなっているかといった一覧性が無い状態である。 課税事務であることに鑑み、効果的かつ効果的に課税確保を図るには、各事務手続を戦略的に行うため案件に優先順位付けをすることが考えられる。戦略的に行うとは、課税対象と人員リソースを考慮し、効果的かつ効果的に課税を上げる施策を戦略的に策定し、実践することを想定している。しかし、進捗管理に一覧性が無いことから、他部署や外部機関との情報連携や、課税調査の結果、徴収改善がどれだけ図られているかの集計も容易ではないため、優先順位付けは困難な状況である。また、管理職は、各担当者の事務量について全体的なバランスを考慮し、オーバーワークを防止することが求められるが、実質的に対応がされているかどうかを把握し、戦略的に確認し、案件を優先順位付けし、戦略的に対応ならびに各担当者に合理的な事務量を分担することを可能にする進捗管理の方法を検討されたい。	要	—	—	家屋評価システム(ハウサス)でも進捗状況を管理することで統一性・一貫性を図り、上席者が確認しやすいようにし、業務の全体的なバランスが図れるようにしました。また、管理Gと土地Gが情報を共有できるようにしました。情報共有をすることで家屋の進捗状況、世帯数、用途(共同住宅)等の情報が把握でき、新築家屋の年度内課税、土地の更正課税(特例の見直し等)、債却の新課税の取り起しに反映できるようになりました。年度によって、新築件数のばらつきもみられることから、年度の途中で担当地区の見直しを行うことが可能なため、事務負担の属りを軽減できるようになりました。 土地Gでは平成20年度から、土地の分、合筆、家屋の新築・滅失等の異動分及び、全筆調査業務についてそれぞれ進捗管理表を作成しており、異動分の業務を優先的に処理し、適正評価できるようにしています。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成29年度)

ID	所管部署	指摘 番号 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
27	資産税課	14 70	指摘事項又は意見の内容 ○償却資産の現地調査について 償却資産Gは、申告後通知後においても未申告や反証が無く、連絡がつかない場合や申告拒否の場合に現地調査を実施する。 償却資産に係る固定資産税の納税者は個人よりも法人が多いため、税務署調査等で法人税申告書との照合により、現地調査しなくてもある程度の結果(税込)は上げているとも考えられる。一方で現況(税込)は、那覇市内に本社がある法人(那覇・北那覇税務署管内)に限られており、那覇市以外に本社のある法人及び個人事業主を網羅的に調査できているとは言いがたい。 資産税課管轄の事業所税申告情報を活用し、網羅的な課税を図るための戦略的な現地調査を策定・実施された。 なお、平成27年度においては399件の未申告・共同住宅に着目して現地調査している。共同住宅(賃貸用アパート)には、土地や家屋の評価に含まれない償却資産(外構工事など)が付随していることから、課税漏れを発見するための戦略的な対応と 言えよう。	要	年間スケジュールを定め、現地調査をすることを検討します。	平成31年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
28	資産税課	15 70	意見 ○事務マニュアル等の整備について 償却資産Gは、税務署調査及び調査による課税決定手続について内部マニュアルを整備している。しかし、管理・土地・家屋Gの各事務に関しては、ほとんど整備されていない。 このような状況においては、人事異動に伴う事務の引継ぎや、事務手続の質(適切性、効率性)及び有効性などのばらつき及び均質性(担当者によって成果に大きな差が無いこと)が、合理的に確保されているか疑問が残る。 また、前記(2)事務の概要で述べたとおり、資産税課の各Gは、固定資産税の課税漏れを防止するため、市役所内の他部署が収集・管理する情報を活用している。しかし、当該運用状況を体系的に一覧できるものが無い、そのため、市役所内の情報を有効活用することは、課税の網羅性を確保する有効な手段であり、もって公平性に資すると考えられるが、十分に活用されているか疑義が生ずる。また、新入職員や異動者が効率的かつ効率的に他部署の情報を活用できるまでに時間を要する可能性がある。 各事務に関するマニュアルを整備・運用されたい	要	—	—	償却資産の申告、賦課、調査を網羅したマニュアルを12月までに整備しました。管理・土地・家屋については今後マニュアルを整備していきます。	整理済み
29	資産税課	15 71	意見 ○人員の確保及び人事異動の際の考慮事項について 本監査手続として実施したヒアリングの中で、現状の増員が必要であるとの回答が散見された。特に、前述のとおり調定額の網羅性を確保するうえで全量調査(現地調査)は有効であるが、人的制約により調査が制限されていることは否めないであろう。税務経験のある退職者を活用するなど人員確保に対応された。	要	—	—	グループの上席者も経験者を配置するよう人事異動の考慮事項としていきます。経験のある退職者を再任用、臨時・非常勤職員として活用を図っています。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成29年度)

ID	所管部署	頁 番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
30	資産税課	15 72	意見	○費用対効果の検証について 本監査の結果、個別の各事務手続について、各担当者は非常に真摯に取り組んでいることを確認できた。 一方で、戦略的対応すなわち課税対象と人員リソースを考慮し、効果的かつ効率的に徴収を上げる施策を客観的に策定し、実践することはなされていない。 前記①航空写真による現況調査の方法について及び④各種事務手続の進捗管理方法についてで意見として挙げた固定資産評価システムへのマップ機能や、各固定資産に係る事務手続の一元管理方法を導入する目的は、戦略的対応を図るためである。 単年度の収支ではなく中長期のプランで、システム投資にかかる支出を上回る税収増加と人件費削減を見込めるかどうかを検討されたい。中長期で成果を求めることから、一朝一夕の一律的な検討は終わらず、いわゆるPDCAサイクルに乗せる形で検討されたい。	要	—	—	課税漏れ家屋については、過去に紙ベースで住宅地図・地籍併合図を用いての全市調査によりほぼ課税等の対応はされており、加えて昨年度から課税漏れ案件情報の整備に着手しています。 また、路線価付設委託業務内の家屋の自動異動判読機能については今年度の航空写真の撮影完了後に、作業開始となっております。成果としてはH31/5の納品を予定していますが、成果については家屋異動処理に有効に利用できるかどうか検証し、H33以降も継続してこの機能を利用するかどうか検討していきます。 今後、課税漏れ案件情報を整備し、課税漏れ物件の把握、その原因を分析して、費用対効果の検証を行い、その結果を踏まえて課税漏れの削減に、積極的に対応していきます。	整理済み
31	市民税課	15 76 — 78	意見	○市外転出者への周知・広報 市民税課では、市民への周知の一環として、納税者へ発送する「軽自動車納税納税通知書」の裏面の「3. 納税義務の発生消滅の申告」に「納税義務が消滅した時はその日から30日以内に市長に申告してください」と記載している。また、「軽自動車納税の手引」によれば、「9. 転出者への通知について」で「原付バイクについては、原則、在所在地を主たる定置場と認定するため、那覇市から転出した方へ「住所異動に伴う原動機付自転車等の手続きについて」(様式14)の案内を出すことになっている。案内にあり、直近3年度の転出期間(転出日)と件数は表のとおりとなっており、抽出データを基に転出者への周知を図る取り組みは、繁忙期の転出者は繁忙期後の7月ごろから送付する工夫もしながら、原付所有の全ての転出者に送付している。しかしながら、抽出件数は1,000件を超えるなか、税に對しての理解・関心が得られていない納税者も存在していることから、現行の周知方法だけでは課税漏れを防止、適正な課税を推進していくうえでも、市民への周知広報は重要である。 今後においては、転出届(住所変更)の窓口となるハイサイ市民課をはじめ、周知・広報について庁内連携を図っていくとともに、県内市町村間においても共通課題として認識し、改善に向け取組まれたい。	要	—	—	現在、原付所有の納税義務者が転出後、一定期間の間は届けの無い場合で、手続の案内通知を送付してはいるが、これに加えて、手続案内がスターを窓口に掲示することや、チラシを配付し、更なる周知・広報の強化に努めます。 また、庁内の関係課に対し、チラシ配付等の協力を要請してまいります。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成29年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改革の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分	
32	市民税課	15 78 79	意見	○「適正な課税」に向けた業務の効率化 当市の軽自動車申告の業務を効率化するため に、「原動機付自転車」、「小型特殊自動車」以外の 車種に係る申告受付業務については、軽自動車申告 に委託しているところである。 「適正な課税」のためには、課税に処理されなければならない 次情報」が正確であり、適時に処理されなければならない。 「適正な課税」の一環として、軽自動車申告に業務 委託する以上、委託者責任としては、適切な業務 を実施するよう委託者に対して適切に監督する 必要があるため、その都度、改善要請等を行って いるが、上記のとおり、業務の効率化が十分とは言 えない状況にある。したがって、真内市町村との連 携(協議会)を密にし、引き継ぎ、共通課題として是 正に向け取組まれたい。	要	—	—	軽自動車申告への委託業務については、H30年2月より 車種情報と連携した軽自動車税納付情報提供サービス が開始されており、業務効率化に繋がっています。 今後についても、適正課税に繋がるとともに、事務負担軽 減が期待できるものと考えられています。 なお、さらなる業務効率化に向けての軽自動車OSS (ワンストップサービス)については、関係機関と連携して 対応して行きます。	整理済み	
33	市民税課	15 79 80	意見	○電子情報の利活用 当市においても軽自動車OSSを導入することで、 「職員の業務効率化等による総コスト削減(納付書 発行減など)」、「申告書の記入漏れや検査記との 不整合の減少(適正課税の強化)」を図ることを核 心として、現時点では国より軽自動車OSSの方針等 が示されているためであり、実際に業務を行う事務 レベルで具体的な対応方法が決まっていらない。 導入に当たっては、当市の現行の事務手続き(軽 自動車申告への委託)に加えて、OSSの業務を併せ 関係機関と調整・連携が必須となるほか、システム による効率化を図るという場合は、インタ、フェイス への対応をはじめ、新たなシステムの構築が必要と なってくる。 今後、「適正な課税」を達成するために、現場の 業務負担が増えないように、現場担当者の意見 を踏まえて、関係者でしっかりと議論して、さらなる 業務の効率化に努められたい。 ※OSS(ワンストップサービスの略)	要	—	—	軽自動車OSS(ワンストップサービス)は当初平成31年1 月開始予定でしたが、平成30年11月30日の軽自動車税 検査協会のホームページにおいて「関係機関との調整 に時間を要する状況のため運用開始が延期になった」と のお知らせがあり、現時点では開始時期未定となってい ます。 今のところ国からは具体的な内容が示されていないた め、説明があり次第、沖縄県はじめ関係機関と検討して まいります。 また、適正な課税に向けては、RPA活用の可能性につ いて情報政策課と調整しながら検討してまいりたいと考 えております。	整理済み	
34	資産税課	15 87	意見	○事務マニュアル等の整備 事業所税担当者向けに「事業所税業務手順書」 (平成28年3月版)を作成しており、これに基づき 事務処理されている。内容も具体的に詳細に記 載されており、職員の業務引継ぎも適切に行えるよ うな内容になっている。 但し、業務の流れをヒアリングした際、業務手順書 と実際の事務処理が異なっている箇所が数箇所な り、担当者もこのことは認識しているものの、時間もな いことからマニュアルの更新ということであるが、今年度 中に見直し予定のことであるが、業務処理が変更 された場合、随時更新されたい。	要	—	—	—	業務手順書は随時更新を行うこととし、平成30年度4月 版として、平成30年3月末に更新済みです。	整理済み



外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成29年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
35	資産税課	15 87	意見	○内部審判体制及び文書保管体制 那覇市事務決裁規程第5条、第7条、別表第2 によると、更正決定に関しては課長決裁、減免に関 しては副参事決裁となっており、決裁文書は課長、 副参事に回付され、決裁を受けることになってい る。 サンプルベースで事業所税減免決定決議書を開 覧したところ副参事による承認印が漏れなく押印さ れ保管されており、特段指摘事項はない。但し、決 裁文書は申告書と一緒に綴られているため、承認 手続きの網羅性検証するためには申告書綴りを閲 覧しなくてはならない。 今般地方自治法が改正され、内部統制の整備は 首長が行うことが明記された。那覇市は中核市のた め、すぐに義務化されることはないが、内部統制の 整備・運用状況を後日第3者がチェックできるよう、 書類の保管体制を見直されたい。	要	—	—	減免申請や更正の請求などについて、処理状況が確 認できるよう、文書の保管体制を見直すこととし、平成29 年度中に決裁文書は別フォルダに保管するように変更済 みです。	整理済み
36	資産税課	15 87	意見	○内部審判体制及び文書保管体制 上記以外の事務については、上席による決裁は なく担当者による判断のみで事務が進められてい る。 事業所税は1名の職員で事務処理しており、担当 者の事務処理をチェックする体制が十分とはいえ ない。事務処理を誤った場合、誤りに気付かないま まとなってしまう可能性があるため、必要最小限の審判 体制は整備・運用されたい。 なお28年度からは、課長決裁をうけたのうち未申 告者・期限後申告者に対して文書を発送している。	要	—	—	平成31年度には定数1人増員予定となりましたので、相 互にチェックするよう事務処理を見直します。	整理済み
37	資産税課	15 88	意見	○申告書の受付 未申告の管理は、リストナビ(アクロシティーと連動 したシステム)から出力されている。具体的には、申告期限(毎 月末)の翌月はじめに当該一覧を出力し、未申告 者に電話督促する(電話がつかからない先には文 書で督促する)。さらに2か月後にも再度「事業所 税未申告書送付一覧」を出力し、文書にて督促を かけ、それでも提出しない先には個別訪問する。 但し当該リストは決算月ごとに出力されるため一 覧性に乏しいこと、また申告があったかどうかの順 手をリストに記録していないため、担当者以外がリ ストを見ても未申告者が特定できない。 未申告者を一元管理し、順次でフォローできる 資料を作成されたい。また、申告状況を定期的に 上司に報告し、適切な指示を受けるなど対策を講 じられたい。	要	リストナビから出力された一覧表に担当者が進捗状況を メモ書きしているため、申告状況を上司が確認することは 可能です。 今後は進捗確認を適切かつ効率的に行えるよう、平成 32年度更新予定の基幹システムにおける抽出機能の 向上について関係課並びに業者と調整します。	平成32年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成29年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
38	資産税課	15 88	意見	○申告内容の検証 申告書をもとにシステムに入力する際、申告書に記載された項目については、特段他の資料等との照合作業はしていない。(但し床面積については申告初年度において、登記簿情報との一致を確認したうえで登録している。 事業所税は申告納税方式を採用しており、この制度が適正に機能するためには、納税者が適正な申告をすることが前提となる。そのため、申告内容の照合作業が必要となる。事業所税の場合、資産割の算定基礎として床面積、非課税面積、控除面積、減免面積、従業員数の算定基礎として人数、給与総額をもとに計算される。 税務調査の際は、より詳細な調査が実施されるであろうが、毎年の申告時においても床面積以外の項目についても、何らかの確認作業を実施されたい。	要	—	—	非課税や控除に係る面積は他に確認資料がなく、照合は困難ですが、法人市民税の従業員数との差が大きいものについては確認するようにはしました。	整理済み
39	資産税課	15 89	意見	○免税点以下申告書の有効活用 年間約80件程度の申告書を受け付けているが、申告内容について調査等は実施していない。 床面積や従業員数を免税点ギリギリで毎年申告してきている先については、より詳細な調査をすることで免税点を超過する事業所の発見につながる可能性もあり、免税点以下申告書を有効活用されたい。	要	年間スケジュールを定め、免税点以下申告をしている事業者を抽出して申告内容の検査をすることを検討します。	平成31年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
40	資産税課	15 89	意見	○貸付申告書の有効活用 貸付申告書は、貸付後借主の情報と照合し、借主が適切に申告書等を提出しているかを確認する資料として利用している。(但し、アロシテへの入力も行っておらず、データベース化していないため、未申告者の捕捉には十分利用できていないと言えない状況である。 アロシテへの登録は事務処理の煩雑化やシステムの不具合により行っていないようである。平成31年度にシステムの入れ替えを予定しており、貸付申告書情報を有効活用できるシステムの見直しを検討されたい。	要	現時点ではEXCEL率に入力しているデータを平成32年2月に予定している基幹システム更新で活用できるように、機能の具備について関係課並びに業者と調整します。	平成32年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
42	資産税課	15 90	意見	○未申告者の捕捉 29年度において、資産税課の家屋データから800㎡以上のすべての貸しビル等をリストアップし、借主の調査を開始した。ちなみに28年度までは、新規に建設された1,000㎡を超える貸しビル等をリストアップし、借主の調査を行っていたため、過去に申告漏れとなった貸しビル等は捕捉できないという問題があったが、今回はすべての貸しビル等を対象としており、より網羅的な捕捉が期待できる。 調査の結果、住居以外の家屋面積300㎡以上で事業所税の申告がない物件が約1,000件(リストアップされた。そのリストから手始めに13事業所宛てに文書を送り申告・納付義務の有無についての調査を開始した(28年8月実施)。 13件の調査結果から、ほとんどのケースで貸付申告書、納付申告書、免税点以下申告書の提出が漏れていることが判明した。今後も調査を継続し、未申告者の捕捉、税収確保に努められたい。	要	—	—	今後も調査を継続し、未申告者の捕捉、税収確保に努めていきます。	整理済み

(平成29年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分	
43	資産税課	16 91	意見	○未申告者の捕捉 この調査だと複数の事務所・店舗を賃借し、合計床面積が800㎡以上となる事業者を捕捉できない。今回収集した情報をデータベース化する場合には、債主でソートをかけられるような仕組みを構築されたい。	要	平成32年度更新予定の基幹システムにおいて未申告者が容易に把握できるよう、抽出機能の向上について関係課並びに業者と調整します。	平成32年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中	
44	資産税課	16 91	意見	○貸付申告書の周知 貸付申告書は、借主の申告の有無を確認する資料として有用であるものの、提出状況は芳しくない。現在は、那覇市中で周知している程度で十分に事業者には周知されているとはいえない状況である。 建築確認申請の際に、貸付申告書の提出義務者に該当すると見込まれる事業者に対しリーフレット等を配布するなど対策を講じられたい。	要	効果的な周知方法について検討します。	平成30年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中	
45	資産税課	16 91	意見	○適正な職員配置 「未申告者の捕捉」に記載したとおり、約33万円の調定額増加につながった調査や、未申告者の捕捉に効果的であった調査などは税収アップに貢献している。しかし、事業所税の専任職員は1名であり、今後1名でフォローするには相応な時間と労力を要することになる。税収アップは那覇市の健全な税収確保の観点からも重要な施策である。また、3、決算額等の推移で記載したとおり、那覇市の事業所税の調定額は人口規模が同程度の他の中核市に比べ小さくなっている。その要因として、職員不足により未申告者の捕捉が十分に行えなかった可能性がある。 以上より、事業所税の担当職員を増員したとしても人件費を上回る税収確保が見込まれ、全体としては財政健全化に寄与すると考えられることから、職員の適正配置について見直しを検討されたい。	要	—	—	—	平成31年度には定数1人増予定なので、未申告者の捕捉、税収確保に努めていきます。	整理済み
46	市民税課	16 94	意見	○市たばこ税申告書の課税標準の検証について 法人・諸税G担当者は、申告書の課税標準(またはこの売渡本数等)の正確性について検証していない。 そのため、申告書の記載内容が虚偽又は誤ったものであれば放置されることとなり、調定額の網羅性及び正確性に疑義が生じ、課税の公平性の観点から問題である。 課税標準(またはこの売渡本数等)について何らかの検証作業を実施されたい。	要	—	—	—	市たばこ税の事務において、毎年4月に前年度の実績(納税義務者名・売渡本数(国産・外国産)・課税免除本数・諸税額等)を県に報告し、県が取りまとめて国に報告する流れになっています。 県は、県たばこ税と市町村たばこ税の申告において、整合性、網羅性について疑義がある場合は、市町村へ報告し確認を行うことになっていることから、不申告や売渡本数に差異がある場合については県からの連絡により判明する状況になっています。 納税義務者及び課税標準(売渡本数)は国・県・市町村において共通しているため、検証については市独自の対応ではなく、国・県と連携しながら必要性、手法等を検討していきます。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成29年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改革の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
47	納税課	16 111 112 113	意見	○キャンペーン、他の収納方法について既に実施している口座振替やコンビニ収納が収納の向上に資することは、明らかである。しかし、前記のとおり、那覇市は、いずれについても利用率が近年伸び悩んでおり、他の中核市に比べても利用率は高いとはいえない。特に、口座振替利用率は低調である。これらの方法について、より積極的なキャンペーン(勧奨)活動が有用と考えられる。特に、高齢化が進む今日、納税者には高齢者も多いことから、インターネット上の掲載のみならず、チラシや広報等、紙の媒体への記載も有用と思われる。	要	—	—	従来行っている懸垂垂の掲示の他、紙媒体である市民の及(平成30年4月号)に、口座振替の勧奨やアイコン、マップスバリュエでもコンビニと同様に納付ができる記事を書き載せました。今後も定期的にこのことを予定しております。来庁者に対しては、新たに平成30年4月から、本庁1階のエスカレーター横の行政情報モニターにも同様の広告が定期的に表示されております。	整理済み
48	納税課	16 112 113	意見	○キャンペーン、他の収納方法について収納手段の多様化が進む今日においては、口座振替やコンビニ収納以外にも、他の自治体で効果を上げてきているクレジットカードやペイジーを導入した収納システムの導入も検討すべきである。これらの方法は、パソコン、モバイル端末、ATM等からいつでも決済することができ、収納率の更なる向上が期待できる。(なお、ペイジーについては、平成30年度の導入を検討中とのことである。)	要	—	—	今年度、課内の検討チームで導入の是非について検討した結果、2019年10月には新しい収納経路となる地方税共通納税システム(マルチペイメント収納対応)が導入されることとなっていることを見据えると、クレジットカードの導入を急ぐ必要はなく、現時点では、見送ったほうがよいとの結論となりました。今後は、電子マネーやスマホアプリなどを活用した新しい収納経路が展開される動きもあり、クレジットカードや、新しい収納経路の導入は本市にとってコスト削減や業務改善となる方法の一つとなる可能性があるため、引き続き各自治体の動向を注視していきたいと考えております。なお、ペイジー口座振替受付サービスについては、平成31年1月開始予定です。	整理済み
49	納税課	16 112 113	意見	○外部委託について税を含む自治体債権回収の外部委託に関する環境は、日々変容しており、ノウハウ・経験を有する民間業者は増加している。たとえば、債権回収会社(サービサー)は、従前は、債権管理回収会社に関する特別措置法(以下「サービ法」という。)上自治体の金融債権について、自主的納付の呼びかけを「集金代行業務」として受託していたが、サービサー法改正により、平成27年5月以降、法務大臣による納付勧奨業務の業承認を得れば、(納付勧奨業務)(従来の業内業務(集金代行業務)に、納付意思の確認、納付予定時期の確認、滞納理由の聴取を加えたもの)としての受託が可能となっている。那覇市においても、長期にわたる同一業者への外部委託を見直し、より効果的な外部委託の活用を模索することにより、収納率をさらに改善させることを検討すべきである(ただし、平成29年度からは新事業者へ委託予定である。)	要	—	—	プロポーザル選定の結果、平成29年度6月から新事業者へ委託しており、長期にわたる同一事業者への外部委託は改善されています。今後は外部委託についてはHP上で広く業者を募集し、プロポーザルによる運営内容を重視した業者選定を実施していきます。	整理済み

(平成29年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改革の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
50	納税課	16 112 113	意見	○個人情報保護対策について 取付事務、滞納整理事務は、大量の個人情報を取り扱う。納税課職員に向けた個人情報保護に関する規程(マニュアル)が存在しない。 確かに、那覇市では、那覇市役所全体を通じて「那覇市情報セキュリティポリシー」が存在しており、その中に「人的セキュリティや法令遵守、懲戒処分等に関する規定がある。しかし、上記ポリシーは、市の業務に関する概括的・一般的な内容にとどまっていることから、日々の業務において直接的かつ大量に個人情報を取り扱う納税課に特化した規程(マニュアル)を作成し、同課の職員に周知徹底することが望ましいといえる。	要	—	—	情報セキュリティポリシーから特に納税課に関連する情報を抜粋し、納税課用研修資料「情報セキュリティポリシーに関する研修」を作成し、平成30年9月4日、課内全員に対して、当該研修を実施しました。	整理済み
51	納税課	17 130 135	意見	○反社会的勢力への対応について 債権者が反社会的勢力である場合、①職員の身の安全に十分配慮しなければならない(一方で(単独で面会しない、面会前に警察と協議する、など)、②反社会的勢力に対する利益供与にならないよう(市民から見るとその疑いを持たれないよう)、毅然とした対応をする必要がある。 那覇市においては、「不法行為、不当要求及び迷惑行為等対応マニュアル」が存在している。上記マニュアルには、「不法行為、不当要求及び迷惑行為等」がなされた場合の具体的な対応方法が規定されており、職員の安全対策(上記①)の観点からは有用なものといえるが、反社会的勢力に対する利益供与の排除の観点(上記②)が乏しい。 たとえは、反社会的勢力である債権者に対して分納を認める場合、利益供与にならないよう、慎重な判断が要求され、かつ、文書に残すなどしてその判断過程の事後検証を可能にすることが求められる。 「不法行為、不当要求及び迷惑行為等対応マニュアル」に、反社会的勢力に対する利益供与の排除の観点からの内容を盛り込まれたい。	要	—	—	反社会的勢力への対応についても、他の滞納者と同様、「不法行為、不当要求及び迷惑行為等対応マニュアル」に基づいて対応を行うよう職員へ周知徹底します。 反社会的勢力である債権者に対する分納についても利益供与とならないよう滞納整理基本方針・滞納整理執行計画に基づいて処理を行うよう職員に周知徹底します。 対応した場面の記録をすべて、滞納管理システムに記録するよう周知徹底します。	整理済み
54	納税課	17 131 132 135	意見	○分納の決定プロセスについて 滞納整理事務の中で、分納の可否は、特に公平性が保たれないままに判断されるという懸念がある。そのため、個々の担当者による分納の可否の判断の合理性・客観性が事後的に検証できる体制を構築されたい(たとえば、滞納額に応じて上長との事前協議を要件として、協議内容を書面に残すなど)。	要	—	—	分納受付の際には高額案件(50万以上)及び会計年度を超える案件については班長とヤングを実施するなかで検証作業を行っており、内容については、協議事項又は指示事項として、滞納整理管理システムの備考欄に記載しています。高額案件については事後に副参事とヤングを実施しています。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成29年度)

ID	所管部署	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
55	納税課	16 意見 132 135	<p>○内部組織体制、職員の教育について 通常、中においては短期間で人事異動がなされる中、納税課においては、経験年数10年以上のベテラン職員を配置し、さらに経験年数5年の職員を若年グループに最低1名配置し、新人職員の育成に当たらせている。このこと自体は評価でき、実際にも効果が認められる。</p> <p>ただ、課全体又は各グループの職員の数に比べると、ベテラン職員の数がいまだ少なく、経験の浅い職員の仕事内容を十分に見切れているのか、疑問が残る。また、ペア制についても、たとえば2年目の職員と1年目の職員がペアを組む場合もあり、必ずしも効果的な業務習得が実現されているか、疑問が残る。上記のとおり、理解度テスト等、客観的に担当職員の知識・能力をチェックする機会がないため、これらの教育の効果が上がっているかどうか、検証しつづけるのが理想である。</p> <p>経験の浅い職員がベテラン職員からノウハウを得る機会をより多く設ける方策、及び、担当職員の知識・能力をチェックする機会(理解度テストなど)を積極的に導入し、各職員の目標、達成率等を数値化して検証するなど、各職員のモチベーションを維持・向上させる方策を検討されたい。</p>	要	—	—	ベテラン職員の確保については、引き続き人事課に要望を行っていきます。又、新規で納税課に配属された職員については、研修終了後、及び勉強会終了後に理解度テストを実施していきます。	整理済み
56	納税課	16 意見 132 135	<p>○弁護士を活用について 個別検証を行った事例のうち、対応を弁護士に相談したものは、ほとんど見受けられなかった。しかしながら、債務者が不誠実で回収困難な事案においては、弁護士の有する法令知識と経験をより積極的に活用することも有用である。また、債務者が反社会的勢力である場合も、反社会的勢力への対応に習熟した弁護士に回収業務を委任することにより、毅然かつ徹底した債権回収を図ることが期待できる。</p> <p>那覇市においても、外部専門家である弁護士の積極的活用について検討されたい。</p> <p>特に、債務者が不誠実で回収困難な事案や債務者が反社会的勢力である事案においては、外部専門家である弁護士の積極的活用について検討されたい。</p>	要	—	—	滞納整理を行っているうえで、困難事案や法令上疑義が生じた場合には那覇市の顧問弁護士を利用しておりません。又、反社会的勢力が実際に出てきた場合には、必要に応じて活用してまいります。	整理済み
57	納税課	17 意見 134 135	<p>○生活再建型滞納整理等について 那覇市では、平成27年から生活困窮者自立支援法に基づき「那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター」を立ち上げ、生活困窮者の自立支援活動を行っているが、具体的に、自立支援を通じて積金回収に結びつけられた事例は、まだ見受けられない。</p> <p>生活困窮者の多くは、税金滞納者であると考えられるため、今後、上記センターを通じて、債務者の自立支援を行うことによる回収を強化することを、より積極的に関心・検討・実践すべきと考え、生活再建型滞納整理をより積極的に検討・実践されたい。</p>	要	—	—	積極的に「那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター」を活用していくため、平成30年9月4日保護管理課の講師を招いて、納税課全職員(臨時・非常勤含む)に対し研修を実施しました。	整理済み

(平成29年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
58	情報政策課	17 138 139	意見	<p>○「サービスレベルの設定」の契約において、「基幹業務システム」の「日々の運用において、重大なエラーが発生することなく、未然に防止されるために、SLAを規定し、当市とOGSとで締結するだけではない。SLAの実施が徹底されなければならぬ。」</p> <p>よって、外部委託業者のOGSとの間で合意した契約の目的を達成でき、かつ、実現可能なSLAについて十分に協議し、SLAの契約を早急に締結されたい。</p> <p>※OGS(沖縄行政システムの略)</p>	要	—	—	平成30年4月20日付けでOGSとSLAを締結しました。	整理済み
59	情報政策課	17 139 141	意見	<p>○基幹業務システムの適切な運用について 本来は、「基幹業務システム」そのものの契約を締結した平成26年3月28日から3年以上経っているため、毎月定例の連絡協議会において、締結予定であったSLAについて協議する機会が毎月あったはずであるが、ごく一部分だけの対応に留まっている。</p> <p>システムの不具合・障害・事故については、連絡協議会ではなく発生時の都度報告を受けているが、SLAの運用が問題なく行われていることについての報告を求めることがなく、情報政策課としてのSLAの管理体制が不十分である。</p> <p>今後、定例の報告や表面的なシステム変更対応だけでなく、当市の基幹業務を担うシステムの重要性を踏まえて、SLA契約を締結後、適切な時期にSLMを実施されたい。</p> <p>※SLM(Service Level Management)の略</p>	要	—	—	平成30年4月20日に締結したSLAに基づき、毎月実施している管理会議で報告を受けるとなりました。報告書を確認してSLMを実施しております。	整理済み
60	情報政策課	17 141 142	意見	<p>○人材確保・人材育成について 従来は、当市の基幹業務システムは、当市の職員で対応していたが、ITの専門性が高度かつ複雑になっていくだけでなく、当市の方針として専門性の高い業務や、定型業務について外部委託を推進していることなどから、基幹業務システムについても外部委託することになった。外部委託業者と適切な対話ができる水準の基礎知識や実務経験がなければ、「受託事業者は法令を遵守し、導入する業務システムが適切な適法な環境のもと稼働できるような業務を実施」できているかどうかを確認することができない。</p> <p>今回の監査にあたっては、現在の担当者だけでなく、前任担当者へ稼働システムに関する質問を実施したが、その対応状況から判断するに、基幹業務システムにおいて、外部委託業者のOGSに大きく依頼しており、十分な知識・経験を有しているとは言えない。</p> <p>さらに、稼働システムについては、システムに関する知識・経験だけでなく、税に関する知識・経験が必要であれば、当市が遵守すべき法律に基づく適切な対応がなされたい。</p> <p>よって、「適正な課税」という目的を達成するために必要な人材確保と人材育成を実施されたい。</p>	要	—	—	<p>税担当課では課税の公平と負担の均等の実現のため、税法に精通した専門職員により業務が行われています。一方、情報政策課では稼働システムの安定稼働のため、システムの監視・管理を行い、ユーザーの様々な要望や業務環境の変化に対応して機能の変更・改良を行う必要があります。両者で一体となって適正な課税に取り組んでおります。</p> <p>人材育成については税務研修などの内部研修やシステム運用等のOJTの実施及び各種外部研修への参加を毎年実施しており、今後も引き続き行う方針です。</p>	整理済み

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成28年度テーマ】

外部委託契約の事務の執行について

合計 (件数)		措置状況		
指摘の件数	135	改善の必要性	処理区分	件数
24		要	処理済み	15
			取組中(A)	9
			未措置	0
		不要	—	0
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
111		要	整理済み	95
	取組中(A)		8	
	未措置		0	
	不要		—	8

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成29年度措置状況				
指摘の件数	17	改善の必要性	処理区分	件数
9		要	処理済み	7
			取組中(A)	2
			未措置	0
		不要	—	0
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
8		要	整理済み	7
	取組中(A)		1	
	未措置		0	
	不要		—	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。



平成28年度包括外部監査に対する改善措置票

<改善措置の記載について>

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善の実施、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「一」が記載されます。
- (4) 「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらがこれから記載されます。
- (5) 「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載され、また、改善すべきとされたものの、改善が完了していない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「一」が記載されます。また、改善すべきとされたものの、取組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの

第1号様式(第3条関係)

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	指摘 番号	指摘 事項	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区分
5	財政課	19	指摘事項	○支出負担行為書の決裁時期【総論(4)】 支出負担行為書の決裁日より前に契約締結していたケースが散見された。 支出負担行為とは、地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為をいい、具体的には、物品購入契約、工事請負契約、業務委託契約などがある。これについて、那覇市では次のように定めている。 「契約(支出負担行為)をしようとするときは、支出負担行為書により予算の範囲内にもとめて行われなければならない。」(那覇市予算決算規則)第22条。これにより、支出負担行為書の決裁は契約締結前に行う必要があり、契約後に支出負担行為書の決裁を受けるのは原則に照らし適切ではない。所管部署の担当者によると、契約書を貼付した「支出負担行為書」について決裁を受けているとのことであった。 支出負担行為書の決裁後に契約を締結すべきであり、「支出負担行為書」に添付する書類は契約書(案)とすべきである。	要	指摘事項につきましては、今後、予算決算規則等の規則改正を含め、その他必要な措置を検討します。 なお、本市の現在の支出事務の主な流れとして、(1)札の場(1)予算の配当 (2)予算執行毎の決裁 (3)入札 (4)契約書の決裁 (5)支出負担行為書(契約書添付)の決裁の順での支出事務を行っております。	平成30年度	実施日及び実施内容 予算決算規則の改正に向け、関係部署との調整や法規制との調整を行いました。	取組中
6	上下水道局 企画経営課	12 19	指摘事項	○支出負担行為書の決裁時期【総論(4)】 那覇市上下水道局の「那覇市上下水道局会計規程」第39条では、「契約(支出負担行為)を締結したときは、支出負担行為書を作成しなければならぬ」と規定されているが、「しよ」とするときは「しよ」とすべきである。	要	検討を重ねた結果、上記支出事務にあるような実態に即した規則の改正を行なう予定ですが、なお、「法第235条の2」の「法令又は予算の定めるところに従い、これをしよなければならない。」につきましては、①予算執行毎の決裁と④契約書の決裁との適合性を確認しております。	平成30年度	本市の実態に即した規則の改正を行ないました。なお、支出事務につきましては、④契約書案の決裁後、⑤直ちに財務会計システムにより支出負担行為書を作成することとし、支出負担行為書は支出負担行為の内容を記録するものとして整理を行ないました。 規則は、平成30年11月30日付けで公布・制定いたしました。	処理済み
57	ハイサイ市民課	15 92	指摘事項	○No.19 那覇市ハイサイ市民課住基システム等入出力業務委託 業者選定方法の妥当性 1着による長期の委託が継続しており、直ちに委託方法を見直すべきである。競争入札の方法の可否、委託事業の分割等を検討すべきである。	要	平成30年度に業務委託推進委員会を立ち上げ、委託方法を検討します。なお、委託業務は住基基本台帳への入出力であるため、分割することは出来ません。	平成30年度	住基システム等入出力業務の次期委託契約に向け、改善計画に記載のとおり、業務委託に係る委員会において検討します。	取組中
					要	「住基システム等入出力業務検討会議」を開催して検討しています。	平成30年度	平成30年11月9日に「住基システム等入出力業務検討会議」を開催しました。今後の引き続き検討します。	取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
58	ハブサイ市民課	92	15 指摘事項	<p>指摘事項又は意見の内容</p> <p>【No.19 那覇市ハブサイ市民課住基システム等入出力業務委託】 ○委託料の妥当性 委託料の金額についても、入札を実施して相場価格を確認するなどして、委託料の金額の妥当性を慎重に検討した上で委託契約を締結すべきである。</p>	H29	要	平成30年度に業務委託推進委員会を立ち上げ、委託金額等について県内他市の状況を調査し、委託契約を行います。	平成30年度	住基システム等入出力業務の次期委託契約に向け、改善計画に記載のとおり、業務委託に係る委員会において検討します。	取組中
74	医薬物対策課	113	12 指摘事項	<p>【No.28 エコマール那覇プラザ棟内啓発推進業務委託】 ○支出負担行為書の決裁時期 27年4月1日～30年3月31日の履行期間の事業の審査及び契約締結を27年3月に実施しており、予算の執行が年度をまたいでいるが、債務負担行為としており特段指摘事項はない。</p> <p>契約日3月27日、支出負担行為4月1日となっている。支出負担行為の決裁は契約前に実施すべきである。</p>	H29	要	指摘事項につきましては、今後、予算決算規則等の規則改正を受けて、改善してまいりたいと考えております。	平成30年度	契約日：平成30年2月14日 履行期間：平成30年4月1日～平成30年3月31日 那覇市予算決算規則等に基づき、契約に係る事務を遂行しました。	取組中
123	生涯学習課	186	12 指摘事項	<p>【No.59 那覇市繁多川図書館業務委託】 ○支出負担行為書の決裁時期 26年4月1日～29年3月31日の履行期間の事業の審査を25年11月、契約締結を26年3月に実施しており、予算の執行が年度をまたいでいるが、債務負担行為としており特段指摘事項はない。</p> <p>契約日26年3月31日、支出負担行為26年4月1日となっている。支出負担行為の決裁は契約前に実施すべきである。</p>	H29	要	指摘事項につきましては、今後、予算決算規則等の規則改正を受けて、改善してまいりたいと考えております。	平成30年度	ID5にある那覇市予算決算規則の改正(平成30年11月30日公布・制定)に基づき、次期契約に係る事務を適正に遂行してまいります。	処理済み
130	生涯学習課	186	12 指摘事項	<p>【No.65 那覇市上下水道局お客様センター業務委託】 ○支出負担行為書の整理時期 26年4月1日～29年5月31日の履行期間の事業の審査を25年11月、契約締結を26年3月に実施しており、予算の執行が年度をまたいでいるが、債務負担行為としており特段指摘事項はない。</p> <p>契約日3月7日、支出負担行為4月1日となっている。支出負担行為の決裁は契約前に実施すべきである。</p>	H30	要	財政課において平成30年11月の副館長会議に規則改正を提案する予定となっており、その後、予算決算規則の改正を受けて、改善してまいりたいと考えております。	平成30年度	ID5にある那覇市予算決算規則の改正(平成30年11月30日公布・制定)に基づき、次期契約に係る事務を適正に遂行してまいります。	処理済み
				<p>本局企画経営課において、那覇市上下水道局会計規程第41条を「契約その他の行為をしようとするときは、当該支出の原因となるべき契約その他の行為の内容を示す文書により管理者の決裁を要しなければならない。」に改め、平成30年4月1日より施行しております。</p> <p>指摘のありました「支出負担行為書の決裁は契約前に実施すべきである。」については、平成30年度より契約前に当該支出の原因となるべき契約その他の行為の内容を示す文書により管理者の決裁を受けております。</p>						処理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票 (平成28年度)

ID	所管部署	頁 番 号	指摘 区 分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要 性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区 分
134	上下水道局 下水道課	199	指摘 事項	指摘事項又は意見の内容 【No.66 平成27年度公共下水道維持管理業務委 託(その2)】 【No.67 平成27年度公共下水道維持管理業務委 託(その1)】 ○支出負担行為書の整理時期 27年4月1日～28年3月31日の履行期間の事業の 審査を27年2月、契約締結を3月に実施しており、 一連の予算の執行が年度をまたいでいるが、債務 負担行為としており特段指摘事項はない。 契約日3月13日、支出負担行為書4月1日となっ ている。支出負担行為は契約前に実施すべきであ る。	H29	要	平成30年度には、本局企画経営課において「那覇市上 下水道局会計規程」を改正する予定でありますので、そ の中で支出負担行為の決裁時期を見直したいと考えて おります。	平成30年度	本局企画経営課において、那覇市上下水道局会計規 程第41条を「契約その他の行為をしようとするときは、当 該支出の原因となるべき契約その他の行為の内容を示 す文書により管理者の決裁を受けなければならない。」に 改め、平成30年4月1日より施行してあります。 指摘のありました「支出負担行為は契約前に実施すべ きである。」については、平成30年度より契約前に当該支 出の原因となるべき契約その他の行為の内容を示す文 書により管理者の決裁を受けております。	処理済 み
135	上下水道局 総務課	17 199	指摘 事項	指摘事項又は意見の内容 【No.66 平成27年度公共下水道維持管理業務委 託(その2)】 【No.67 平成27年度公共下水道維持管理業務委 託(その1)】○ホームページのアップデート ホームページに掲載されている水道事業に関す る各種データについて、更新されていないものが散 見された。定期的にデータを更新すべきである。	H29	要	指摘に基づきホームページを確認したところ、平成26年 度のホームページリニューアル(以後)の更新作業において 人的ミスにより、更新データの登録コンテンツの誤りがあ り、本来表示される画面に更新データが掲載されていな い状況が確認されました。 再発防止及び改善計画として、ホームページリニューア ル受託業者を招き、ホームページ設計内容を確認し、正 しい更新作業をマニュアル化します。	平成29年度	■平成29年7月12日 ホームページ保守受託業者を交えて、現状、原因及び 改善第3案の確認済みです。 ■平成29年7月末 ホームページの削除及び最新データ掲載箇所への誘 導表示済みです。 ■更新作業をマニュアル策定済みです。	処理済 み

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

ID	所管部署	頁 番 号	指摘 区 分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要 性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理 区 分
1	法制契約課	18	意見	指摘事項又は意見の内容 ○委託契約の概要把握について【総論(1)】 那覇市の財務会計システムからは、委託契約別 の一覧表が出力できない。 平成18年に財務大臣が発出した「公共調達適 正化について」では、「契約に関する統計」を作成 するよう求めている。 委託に関する事務の適正化を図るために契約に 関する以下のような統計を作成することは有用と考 えられるが、那覇市の財務会計システムからは出力 できず、今後システムの見直しを検討されたい。 ・外部委託契約の内訳・随意契約の内訳・契約別 の一覧表	H29	要	委託契約の概要把握については、当面、現財務会計 システムの中で対応可能な負担行為整理簿を利用して、 その代用としていきたいと考えております。その上で、契 約事務の適正化のため、財務会計システムの見直しの必 要性について、費用対効果を含め検討していきたいと考 えております。	平成30年度	契約の概要把握については、那覇市の財務会計シ ステムの改修を行うことなく、現システムの見直しを整理簿 を活用することとした。また、契約に関する事務の適 正化を図るため、現在ある決裁(内留の事前審査)の仕 組みを確認しに行き、研修等で周知してまいります。	整理済 み
11	法制契約課	24	意見	指摘事項又は意見の内容 ○プロポーザル方式の評価基準【総論(9)】 プロポーザル方式で業者を選定する際の配点方法 として、「1位をつけた委員が多い団体を選定する」 と審査要領に規定しているケースが散見された。 この方法だと、低い評価をした選定委員の意見が 反映しにくいため、評価が大きく分かれる事業者が 選定される可能性がある。評価基準の在り方を検 討されたい。	H29	要	上記の選定方法は「指定管理者制度に関する運用指 針」で示されているものであり、プロポーザル方式による選定 を行う場合は、事業や選定委員会等の内容を鑑みて、評 価基準を適宜設けていると理解してはいますが、今後、評 価基準等の在り方について検討していきたいと考えてお ります。	平成31年度	平成30年2月6日に開催した「那覇市契約事務適正化 検討委員会」において、「プロポーザル方式による随 意契約のあり方」について協議が行われ、「随意契約の事務 手続を適正化検討部会」を設置いたしました。今後は、委 員会及び部会において、調査及び検討してまいります。	整理済 み

(平成28年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
18	ハイサイ市民課 推進課	14 44	意見	<p>【No.1.2.3-一般家庭ごみ収集運搬業務委託】</p> <p>○外部委託することの妥当性 那覇市では、従来直営による収集業務を行ってきたが業務量の増加、那覇市経営改善推進計画に基づくアウトソーシングの推進等により、収集業務の委託化を進めている。現時点ではエリアの約80%が委託、残り20%が直営で収集している。当初計画では将来的には全エリアを委託化する方針であった。しかし近年地震や洪水などの大規模災害が発生しており、災害時にごみ収集が滞ると市民生活に支障が出ることに懸念される。那覇市でも今後大規模災害が発生する可能性があることから、他の自治体の災害時の対応や問題点について情報収集を行い、早急に対応方針を検討されたい。</p>	H29	要	<p>現業務に関する委託方針は「今後の現業務のあり方についての基本方針」において定められ、一般家庭ごみ収集業務等については継続協議とされており、災害時、緊急時等対応に関する中核的調査、及び業務整理等を、平成29年度中に環境部のワーキング推進課(案)を機関会議へ提起する予定です。</p>	平成30年度	<p>環境部ワーキング推進課(案)を7月に基本システム改善部会に提起し6月に経営改善本部会議へ報告を行い、検討やアンケート収集等他事業の諸整理を行い、平成30年度に機関会議へ提起する予定です。</p>	取組中
54	ハイサイ市民課	15 90	意見	<p>【No.18 那覇市市民課窓口業務委託】</p> <p>○委託先の決定方法の妥当性 委託先の決定に際しては、競争入札の方法によることを検討されたい。</p>	H29	要	<p>平成30年度契約を予定しているため、委託先選定、委託期間、委託料含め法制協議課と調整を重ね実施検討していきます。</p>	平成30年度	<p>契約方法等については主管課内で確認することとし、市民課窓口業務委託事業者の決定方法については、引き続き検討することとなりました。</p>	取組中
55	ハイサイ市民課	15 90	意見	<p>【No.18 那覇市市民課窓口業務委託】</p> <p>○委託料の妥当性 委託先決定後、見積金額の根拠についての実質的検討や、金額について委託先との交渉を行うべきである。</p>	H30	要	<p>市民課窓口業務は、来庁する市民の申請及び相談等の内容を的確に把握し、迅速な対応が求められる専門性の高い業務であり、セキュリティの高い、個人情報を取り扱う業務でもあり、さらに委託業者選定に際しては、市民満足度を維持する高い格別レベルを求めなければならないことから、価格のみによる競争入札ではなく、総合的な見地から判断し、プロポーザル方式により最優秀な事業者を選定することとしました。</p>	平成30年度	<p>平成30年6月11日に公募し、応募のあった3事業者に、平成30年7月20日にプレセッション及び審査を実施し、次期委託契約の委託事業者を選定しました。</p>	整理済み
56	ハイサイ市民課	15 90	意見	<p>【No.18 那覇市市民課窓口業務委託】</p> <p>○委託期間の妥当性 委託期間を2.5年間とする合理的理由がない。</p>	H29	要	<p>平成30年度契約を予定しているため、委託先選定、委託期間、委託料含め法制協議課と調整を重ね実施検討していきます。</p>	平成30年度	<p>窓口業務委託料については、委託業務の内容や業務の処理件数実績等を示したうえで、3者からの見積書を徴取し、予算化しました。</p>	取組中
					H30	要	<p>予算措置された金額を応募事業者の提案上限額とした公募型プロポーザル方式により提案者の募集を行いました。委託金額を含め、総合的に比較を行った結果、選定しております。</p>	平成30年度	<p>価格(見積書)を含めプロポーザルで提案してもらい、金額等を精査のうえ業者選定し、契約を行いました。</p>	整理済み
					H29	要	<p>平成30年度契約を予定しているため、委託先選定、委託期間、委託料含め法制協議課と調整を重ね実施検討していきます。</p>	平成30年度	<p>ハイサイ市民課窓口業務委託事業の委託期間については、他都市の事例等を参考に引き続き検討することとしました。</p>	取組中
					H30	要	<p>市民課窓口業務は、申請及び相談等に迅速な対応が求められる専門性の高い業務であること、セキュリティの高い、個人情報を取り扱う業務であること及び市民満足度を維持、向上させる高い格別レベルを求められているなど安定的に業務運営する必要がある。民間事業者へ窓口業務委託開始後(平成25年2月～)、市民満足度の維持や向上が実証されたため、引き続き委託業務が継続的に実施されるよう、今年度の契約では平成30年11月1日から平成34年10月31日までの4年間を予定しました。</p>	平成30年度	<p>委託事業者選定後、業務仕様書等を確認し、4年間の契約を行いました。</p>	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票 (平成28年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
80	障がい福祉課	126	意見	<p>【No.32 那覇市リフト付きバス運行業務委託】</p> <p>○サービスの不足感 利用者からの事前予約受付で断る場合があるため、利用者の延べ人数に含まれない利用希望者がいる。担当部署は、サービスの不足感があることは感じていないが、どの程度、予約受付を断っているのかの実態を把握していない。 当事業の目的及び必要性を踏まえて、委託先業者と連携してサービスの実質的な対象者、登録者数などを把握し、上記の「サービスの不足」という課題の「原因」を分析し、必要な対応を協議し、那覇市の限られた財源、時間の中で段階的な解決のための具体的な行動に基づき予算策定につなげることが望ましい。</p>	H29	要	委託先業者と連携してサービスの実質的な対象者、登録者数を把握(点検)し、サービスの不足感解消に向けて、利用条件の見直しなど、改善に努めます。	平成29年度	委託先業者と調整会議を行い、リフト付きバス運行事業の利用者名簿の整理を行い、現に利用している登録者の名簿の作成を行いました。 また、平成30年度より、利用者一人当たりの利用回数を通1回(往復)から月3回(往復)にすることにより、新規利用者の拡充を図れるように契約内容を変更しました。	整理済み
119	教育研究所	17 180	意見	<p>【No.56 那覇市教育用ネットワーク運用業務委託】</p> <p>○専門性が著しく高い業務の業者選定において、専門的な審査ができる者を審査員に含めるように検討されたい。 非常に高度な専門的知識が必要であるからこそ外部委託せざるを得ない当事業のような業務について、審査委員会による業者選定を行う場合には、専門知識を有し、かつ、客観的な立場で審査することができきる者も審査委員として選任することが望ましい。</p>	H29	要	専門的な審査ができる者として情報政策課職員を審査員に含めたものですが、より専門的な知識かつ客観的立場での審査を求める場合は、ICT関連団体等からの意見聴取や委員推薦などが考えられます。 仕様書作成・業者選定の際に意見を求めるなど、手法を含め検討していきます。	平成30年度	想定していたICT関連団体について確認したところ、当該が実施する事業に関係のある業者が構成員として複数含まれていることから、公平、中立の観点においてICT団体を選定委員にすることについては、妥当ではないという判断をいたしました。 システムの機能、セキュリティ、機器性能等の専門的知識が必要な部分の評価・審査等に關しては、情報政策課以外からも、水運局等他部署の情報担当職員の協力を得ながら選定業務を進めてまいります。	整理済み

## 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成27年度テーマ】

公有財産に係る財務事務の執行及び管理について

合計 (件数)		措置状況		
指摘の件数	80	改善の必要性	処理区分	件数
26		要	処理済み	9
			取組中(A)	17
			未措置	0
		不要	—	0
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
54	要	整理済み	31	
		取組中(A)	19	
		未措置	0	
	不要	—	4	

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成28年度措置状況				
指摘の件数	36	改善の必要性	処理区分	件数
17		要	処理済み	8
			取組中(A)	9
			未措置	0
		不要	—	0
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
19	要	整理済み	17	
		取組中(A)	2	
		未措置	0	
	不要	—	0	

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成29年度措置状況				
指摘の件数	11	改善の必要性	処理区分	件数
9		要	処理済み	5
			取組中(A)	4
			未措置	0
		不要	—	0
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
2	要	整理済み	2	
		取組中(A)	0	
		未措置	0	
	不要	—	0	

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成27年度包括外部監査に対する改善措置票

<指摘事項等の用語の説明>

「実在性」・・・現実には存在しているか、登記がなされているか、不法行為等は存在しないか
「権利・義務の帰属」・・・権利関係の問題は生じていないか、契約書等の作成はなされているか、
「開示の適切性」・・・台帳記載は適時・適切になされているか、区分は適切か、現状は市民に明らかになっているか
「評価の妥当性」・・・目的に見合った有効活用が図られているか、経済性を考慮して活用が図られているか
「管理運営の妥当性」・・・主として施設(建物)について、運営状況に問題はないか、維持管理費用は適切であるか

<指摘事項等の凡例>

- 「○」・・・問題なし、適切である
「×」・・・問題あり、適切でない
「△」・・・問題ないが留意すべき事項がある・または疑わしい状況
「ー」・・・該当なし、評価の対象外

<改善措置の記載について>

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合に「要」と記載されます。
(2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
(3) 「実施期限」の欄には、改善の事柄、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「一」が記載されます。
(4) 「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は「要」と記載されます。また、改善すべきとされたものの、取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「一」が記載されます。また、改善すべきとされたものの、取組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えたもの

第1号様式(第3条関係)

Table with 7 columns: ID, 所管部署, 頁番号, 指摘区分, 指摘事項, 改善の必要性, 年度, 指摘事項又は意見の内容, 改善計画又は改善が不要な理由, 実施期限, 実施日及び実施内容, 処理区分. Contains 2 rows of audit findings and improvement measures.

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
5	管財課	54	指摘事項	指摘事項	○公有財産管理の現状及び今後の整備・運用について 過去からの入力作業等の不備から、最終的に公表される数値を集計する際には公有財産台帳は利用していないことであった。 不適正な管理を改めるためには、台帳に登録されている土地・建物の現地調査(実在性)の状況や台帳に記載漏れが無い(網羅性)精査する必要がある。また、公有財産台帳の整備にあたっては、取得経緯や取得金額等が把握できない箇所が多くあり、かつ、管理権限(所管外事務となるケース)などとの関連から、管財課のみによる整備には限界があると思われる。今後は、新地方公会計制度への移行に伴い、固定資産台帳を整備する必要があるので、プロジェクトチーム等を整備するなどして、管財課においても他の部署との連携を図る必要がある。 公有財産は、市民の税金等を財源によって取得されたものであり、適正な管理が求められることを改めて、全庁的に意識を高めることが必要であり、かつ、そのような組織風土を構築しなければならぬ。	H28	要	今後は、全庁体制で協力が必要となる固定資産台帳整備において、関係する職員のことを統一した上で、重複登録した財産や登録漏れがないか再チェックしていきたくて考えております。 また、台帳を整備するにあたり、関係する部署の管理者を構成員とする委員会を設置し、右帳整備の必要性と統一した作業手順の考え方を浸透させていきたくて考えております。 さらに、整備後に取得した財産の登録や重複登録、登録漏れが起きないよう、関係部署への周知徹底を図り、適正な管理運営を行っていきたくて考えております。	平成30年度	固定資産台帳整備にあたっては、関係する部署の職員に対し説明会を開催して情報の共有を図り、右帳整備を進めていきます。	取組中
6	管財課	54	指摘事項	指摘事項	○業務マニユアルの作成及び後任者への適切な引継ぎ指導 業務を遂行するにあたり、業務マニユアルが存在しないことから、職員の異動に伴う適切な引継ぎ作業が行われず、おそれがある。仮に今回、固定資産台帳を整備しても、適切に内部統制が運用されないければ、近い将来、再び固定資産台帳が使えないものになってしまうおそれがある。担当者間の業務の引継ぎが適切に行われるよう、業務マニユアルの作成や後任者への適切な指導が必要である。	H29	要	固定資産台帳整備と並行して、公有財産台帳についても引き続きデータを精査・修正していきます。また、登録や報告手順等についても、マニユアル整備が整い次第、全庁へ周知していきます。	平成30年度	固定資産台帳の登録・更新作業は管財課が一括して行う運用となりましたので、管財課への報告手順についてマニユアルを整備中であります。  (実施後、その内容が記述されます。)	取組中
7	管財課	54	指摘事項	指摘事項	○チェック体制の整備と業務の不効率性の解消 管財課は、現在、エクセルデータを基に最終的に公表される数値の集計作業を実施し、公有財産を管理しているが、手続きが適切になされたかどうかについては、担当者の自己チェックのみで、他の職員によるダブルチェックは行われていない。誤りを未然に防止する観点からも、エクセルデータも白目でダブルチェックする必要がある。 また、取得の登録にあたっては、エクセルデータと公有財産システムの両方で登録作業が行われており、業務の不効率性が見受けられるので、業務内容を改善する必要がある。	H28	要	手続きのチェック体制については、財産登録担当者(主、副)2名を担当として業務に行いダブルチェックを行えるよう体制を整えていきます。 データの登録については、今年度予定している固定資産台帳整備作業に合わせて、正確な数字を把握した上で、システムによる集計管理ができるよう整備していきたくて考えております。	平成30年度	複数人でダブルチェックをする体制としました。データの登録については、基礎となる既存の右帳情報に誤差があったため、データ内容を精査してシステムによる一括処理ができるよう整備を進めています。	取組中
						H29	要	引き続き、複数人によるチェック体制を継続した上で、システムによる集計管理ができるように調整していきます。	平成30年度	公有財産システムによる一括処理ができるよう公有財産台帳の整備を進めています。	取組中
						H30	要	引き続き、公有財産システムによる集計管理ができるよう台帳整備を継続します。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中



外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成27年度)

ID	所管部署	買番	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
20	管財課	72 74 100	指摘事項	B4:浦添市伊奈武瀬1-555-80(有限会社クラヨンへの貸付地) ①早急に賃貸借契約書を作成すべきである ②土地の地代につき、那覇市管財事務取扱要領29条1項②による正しい金額に改定すべきである(実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性×、管理運営の妥当性一)	H28 H29	要 要	改善計画又は改善が不要な理由 ①指摘を受けて、現在、賃貸借契約を締結することで進められます。 ②賃料についても、指摘を受けて那覇市管財事務取扱要領29条1項②に規定する賃料とします。 引き続き、賃貸借契約等について調整し、条件が整えば売却手続きを進めていきます。	平成30年度 平成30年度	①賃貸借契約について調整中です。土地購入を希望しているため、並行して売却交渉を行っています。 ②指摘を受けて、賃料については、現在、那覇市管財事務取扱要領29条1項②に規定する賃料としております。 賃貸借契約等について調整し、並行して売却手続きを行ってまいります。	取組中 取組中
25	管財課	72 74 104	指摘事項	B7:県立泊高校、県立那覇商業高校、県立真和志高校、県立小嶽高校用地 借主との間で使用貸借契約書を作成し、それに応じて土地台帳上の記載を補充すべきである(実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	H28 H29	要 要	平成30年度中に賃貸借契約等について調整し、条件が整えば売却手続きを進めていきます。 現在、沖縄県教育庁と締結に向けて進めておりますが、交換も言め協議していきたく考えています。 各学校と調整を図りながら締結していきます。	平成30年度 平成30年度	平成30年9月20日付けで有限会社クラヨンと賃貸借契約を締結しました。売却交渉については、今後も継続して行います。 学校ごとに契約を締結する必要があり、各学校と調整中です。	取組中
31	こどもみらい課	72 74 110	指摘事項	B11:那覇市首里石額町3丁目227番1(城北保育所施設利用地) 城北保育所に対する賃貸料の見直しが必要(実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	H28 H29	要 要	当該土地の賃貸借契約時の面積より現在使用している土地面積が多少広くなっているため、現在使用している土地面積での賃貸借契約の変更契約が必要か平成29年度に向けて調査検討します。 当該土地の賃貸借契約の変更契約が必要か調査検討します。	平成29年度 平成29年度	当該土地の使用状況について調査しております。 当該土地の使用状況について調査しております。	取組中
59	管財課	73 75 147	指摘事項	D14:那覇市首里藤原町4丁目45番1(拝所(紙漕所跡)) 拝所は所有者である那覇市の管理のもと他の拝所も言われた対応が必要である(実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	H28 H29	要 要	拝所につきましては、古くからの風習で、地域のみならずの拝所(村主、国主)として利用している場所となっております。このような場所については、宗教法人所有する拝所と区別する必要があるかと考えており、今後本市としての考え方を整理していきたいと思っております。 注意看板等を設置し、利用者が適切に管理できるよう呼びかけていきます。	平成30年度 平成30年度	本市が城北保育所に賃貸している土地の内、契約時に使用出来なかった斜面部分については、賃料の算定に含めていませんでした。その後、賃借人が賃借人の費用で斜面部分の土地に鉄骨で支えた人口地盤を工作することにより使用可能な状態にし、園庭として使用しています。 賃借料の見直しについて検討した結果、斜面部分の土地は、もとより使用出来なかった土地であり、それを賃借人の費用で使用した際も、賃借人の費用で撤去することを確保する必要が生じた際も、賃借人の費用で撤去することを確保していることを考慮すると、斜面部分の土地についてはいは、賃貸料を請求しないことが妥当だと判断いたしました。	取組中
					H29	要		平成30年度	市有地管理者として、拝所を利用する地域住民へ不法投棄等注意喚起の立て看板を設置しました。	処理済み

【意見の部】※意見・・・監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

(平成27年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
32	こどもみらい課	72 74 111	意見	B11:那覇市首里石嶺町3丁目227番1(城北保育所)施設利用地 (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性-)	H28 H29	要 要	賃賃料の見直しについて、調査検討します。 賃賃料の見直しについて、調査検討します。	平成30年度 平成30年度	賃料の見直しの必要性も含めて検討しております。 賃料の見直しの必要性も含めて検討しております。	取組中 取組中
64	管財課	73 75 166 167	意見	B2:事業用地(旧坂庁舎跡) 行政目的として利用する見込みが無い場合は、民間への売却の可能性も含め検討する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△)	H28	要	賃賃料の見直しを検討し、変更の必要性について結論を出します。 同地は、国の土地開発公社健全化支援策として、民間事業者への土地貸付等により有効利用を図ることを目的に、起債により土地開発公社から取得した土地であります。 また、「那覇市土地開発公社経営健全化対策検討委員会」の中で議論を重ねた結果、新都心地区にある企業の従業員駐車場などが不足していた状況も見られたことから、平成31年度までは駐車場の用途として民間事業者へ貸付ける方向で決定して貸し付けております。 今後のあり方については、賃賃借契約の満了を迎える前年度までは健全化検討委員会を開催し、今後の方針について検討していきたいと考えております。	平成30年度 平成31年度	当該賃賃土地について、固定資産税評価額を確認したところ、わずかな変動であり、賃料の改定は不要と考えます。 なお、今後も固定資産税評価額に大きな変動がないか確認していきます。 平成30年度末で同地の駐車場貸付け契約が満了となるため、土地利用方針を検討する次回の「那覇市土地開発公社経営健全化対策検討委員会」開催に向けて、賃料収集しています。	整理済み 取組中
					H29	要	早期に検討委員会が開催できるよう準備していきます。	平成31年度	検討委員会が開催できるよう資料及び環境整備の一環として、平成30年度組織改正に対応するため、「那覇市土地開発公社経営健全化対策検討委員会」要綱の改正を行いました。	取組中
					H30	要	早急に「那覇市土地開発公社経営健全化対策検討委員会」の中で検討していきます。	平成31年度	平成30年6月に行われた「那覇市土地開発公社経営健全化対策検討委員会」の中で議論を重ねた結果、平成31年度以降についても、近隣の企業・病院・利用者からのニーズが高いため、駐車場用地として6年間は民間企業と賃賃借契約をすることで決定しました。	整理済み